

## 福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画について

福祉用具貸与・特定福祉用具販売（いずれも介護予防含む）については、平成24年4月の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の改正により、福祉用具専門相談員が利用者毎に「福祉用具貸与計画」または「特定福祉用具販売計画」（以下「福祉用具サービス計画」という。）を作成することが義務付けられました。

なお、平成24年3月31日までに指定を受けていた福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所については、平成25年3月31日までに当該事業所の全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成すればよいとする経過措置が設けられておりました。

当該経過措置の終了に伴い、福祉用具サービス計画について、下記のとおり改めて周知を行うものです。

### 基準の概要

- ① 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。
- ② 福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ③ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ④ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成した際には、当該福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- ⑤ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、当該福祉用具サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具サービス計画の変更を行うものとする。（貸与のみ該当）

### 計画について

#### 【様式】

様式は、各事業所ごとに定めるものでかまいません。

なお、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具サービス計画書」等（[http://www.zfssk.com/sp/1204\\_monitoring/index.html](http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html)）を適宜参考にしてください。

#### 【最低限必要な記載事項】

- 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- 福祉用具が必要な理由
- 福祉用具の利用目標
- 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- その他関係者で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）